

○国立大学法人鳴門教育大学構内交通対策実施要項

〔平成16年4月1日〕
〔施設整備委員会〕

改正 平成19年9月27日

平成20年4月 1日

平成21年4月 1日

平成22年4月 1日

平成23年4月 1日

平成26年4月 1日

平成31年4月 1日

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人鳴門教育大学構内における交通の安全及び教育・研究の環境保全のため必要な事項を定める。

(学内の交通ルール)

第2 大学にふさわしい安全かつ静穏な教育・研究環境を保持するために学内での車両の乗り入れについては、下記のとおり制限を行う。

(1) 構内における車両の制限

ア 駐車許可証の無い車両は、乗り入れを禁止する。

イ 指定の駐車場以外の場所に駐車することを禁止する。

ウ 学内の移動には車両を使用しないこと。

(2) 運転者への注意事項

ア 構内における制限速度(時速20km以内)を厳守すること。

イ 交通関係法令に従い、歩行者を優先する等安全運転に努めること。

ウ 騒音防止に努めること。

エ 構内の道路標識及び道路標示に従うこと。

オ 駐車許可証は、車外からよく見える位置に置くこと。

(駐車許可申請資格者)

第3 駐車許可申請資格者は、当分の間、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 本学の教職員・学生

(2) 本学に係る業者

(3) その他特別に必要と認められた者

(駐車許可証)

第4 駐車許可申請書(申請日, 申請者(所属・住所・氏名), 車名, 車両番号, 連絡先)に基づき, 駐車許可証を交付する。なお, 臨時の駐車許可証は, その都度期間を定め発行する。

(駐車場の指定)

第5 駐車許可者に対し, 駐車場を指定する。

(違反車両に対する措置)

第6 違反車両に対しては、次に掲げる措置を行う。

(1) 教職員が適宜構内巡回の上、チェックを行う。

(2) 違反者に対しては、下記により警告を行う。

ア 車両番号を記録し、警告書を張り付ける。

イ 違反者については、運転者を調査し、指導又は注意を行う。

ウ 指導・注意等は、学生に対しては学生支援委員会で、その他については総務委員会で行う。

(3) 警告に従わない者に対しては、下記の措置を行うことができる。

ア 車両に車止め等所要の措置。

イ 一定の期間(一ヶ月間)駐車許可を停止。

ウ 駐車許可証の取り消し。

(事務の処理)

第7 許可等に関する事務は、学生については学生課、教職員・外来者については総務課、その他については財務課で処理する。

第8 第6(3)のアの措置により、違反者の車両及び車止め等に破損等の損害が発生した場合には、違反者が全ての責任を負う。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。